

# わんにゃん譲渡制度のご案内

神戸市では、飼い主がやむを得ない理由で手放した犬や、保護収容された後に飼い主の見つからない犬の新しい飼い主を募集しています。

## ■譲渡の対象となる犬■

下記に該当する犬のうち、譲渡に適すると判断された犬が対象となります。

- ・ 神戸市が引き取った犬のうち、譲渡について元の飼い主に了解を得ているもの
- ・ 神戸市が保護収容した犬のうち、保管期間が終了しても、飼い主が判明しなかったもの



## ■犬を譲り受けることができる方■

下記に記載している「譲り受け希望者の譲渡決定基準」を満たしており、事前の確認で、新しい飼い主に適すると判断された方が対象となります。

## ■譲り受けまでの流れ■ フローチャートを参照してください

- ① こうべ動物共生センターの窓口又はホームページより、「犬の譲り受け申請書」を入手いただき、必要事項をご記入の上、こうべ動物共生センターに提出してください。（郵送・FAX・Eメール可）。
  - ② 申請書の内容に基づき、ご自宅の訪問調査を行い、譲渡の可否を判断しその結果をお知らせします。
  - ③ 譲渡可の結果を受けた方は、こうべ動物共生センターで開催する譲渡前講習会（別途案内）を受講してください。
  - ④ 講習会受講後、希望する譲渡対象犬とのお見合いを行います（希望者多数の場合は抽選になります）。  
※ お譲りするにあたり条件がある犬もあります。  
条件に合致しない場合、希望されても譲渡をお断りすることがあります。
- ☆ 希望する犬がいなかった場合でも、講習会受講後であれば、譲渡可決定通知から半年間は、犬を選んでいただくことができます。 ※再申請により延長可能です。



## ■譲り受け希望者の譲渡決定基準(抜粋)■

- ① 兵庫県内に在住していること。
- ② 動物を飼育できる環境の家に居住していること。
  - ・ 一戸建て住宅(自己所有)にあつては、動物を飼育できる場所が確保されていること。
  - ・ 集合住宅及び賃貸住宅(一戸建て含む)にあつては、動物の飼育ができることが管理規約等で明記されており、かつ動物を飼育できる場所が確保されていること。
- ③ 申請者が申請日において20歳以上74歳未満であること。  
ただし、65歳以上74歳未満の場合は、65歳未満の同居者もしくは近隣に在住の親族等が、申請者が動物を飼えなくなった場合に代わって当該動物の管理を行なう旨の誓約書を提出できること。
- ④ 動物の飼育に関して、同居家族全員の同意があること。
- ⑤ 将来引越、転勤等の可能性があり、そのことにより動物が飼えなくなる恐れがある場合は、当該動物の飼育を任せられる人がいること。
- ⑥ 現在、譲渡を受ける動物と同種類の動物を2頭以上飼育していないこと。
- ⑦ 譲渡を受ける動物の繁殖制限対策(不妊去勢手術等)を行うことに同意すること。
- ⑧ 譲渡を受けた後、神戸市が実施する飼育調査に協力することに同意すること。

## こうべ動物共生センター

〒651-1106 神戸市北区しあわせの村1-21  
TEL: 078-747-3061 FAX: 078-747-3062  
E-mail: info@kobe-chai.jp

